

船員保険 業務上

義肢、装具、補助器、補助車、補聴器修理承認書

申請者住所

申請者氏名

生年月日 年 月 日生

月 日付をもって申請された義肢、装具、補助器、補助車、補聴器の修理を下記の通り承認しますから、この承認書をもって至急修理所で修理を受けてください。

平成 年 月 日

全国健康保険協会 船員保険部長 印

殿

義肢、装具、補助器、補助車、補聴器 の種類及び数量	
義肢修理所の所在地、名称	